



# STOP！差別・偏見

## 今こそ、思いやりの心を

～誹謗中傷は「重大な人権侵害です」～

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気です。

感染や濃厚接触したことで批判にさらされることは、ご本人を傷つけるほか、ご家族をはじめ、いわれのない方々にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

**自分が誹謗中傷を受ける側だったら、どのような気持ちになりますか？**

感染された方やそのご家族に対する詮索や誹謗中傷などの行動は厳に慎みましょう。

今こそ、妙高市民の心、思いやりの心をもって、支え合いながら、市民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。

お困りのときは、一人で悩まず、ご相談ください

・上越地域の常設人権相談窓口（新潟地方法務局上越支局）

☎025-525-4163（8時30分～17時15分 土日祝除く）

・妙高市役所市民総合相談室

☎0255-74-0042（8時30分～17時15分 土日祝除く）

